

国際ロータリー第2520地区岩手第1分區

盛岡東ロータリークラブ

Weekly Report No. 17 (通算1990回)

Home Page : <http://www.moriokahigashi-rc.com/>E-Mail : jimukyoku@moriokahigashi-rc.com

会長 原田誠章 / 幹事 佐藤百合子
 事務所 〒020-8501 盛岡市愛宕下1番10号
 盛岡グランドホテル内
 TEL 019-601-5390 / FAX 019-601-5391
 例会場 盛岡グランドホテル
 TEL 019-625-2111
 例会日 毎週月曜日12:30 / 第3月曜日18:30
 但し、第3月曜日は(18:30～)会場が変更になる場合があります。

会長エレクト挨拶 工藤光機



皆様こんにちは。
 原田会長が所用により欠席のため私が担当となります。

本日は、岩手県保護司会連合会会長山内隆文様、同連合会事務局書記鈴木様、盛岡保護観察所企画調整課長松本様にご来訪いただきました。

ありがとうございます。

犯罪や非行をした人の立ち直りや地域の安全安心のためにご尽力いただいている保護司の方々や関係者の方々の活動に感謝申し上げるとともに、今回の卓話を通じて保護司の役割、更生保護制度の内容を少しでも多く吸収できるようにしたいと考えております。

さて、先日、運転免許の更新手続きをとりました。その際に道路交通法の改正についての説明がなされておりました。

改正内容は警視庁のホームページ等でも公表されているので、お時間がありましたらご確認いただければと思います。

本日もよろしくお願いいたします。

次回プログラム

11月から月曜日に例会を開催いたします。
 11月18日(月)夜例会 18:30 すぺいん倶楽部
 11月25日(月)昼例会 クラブ協議会

Rotary



2024-2025年度テーマ



国際ロータリー会長 ステファニー A. アーチック
 第2520地区ガバナー 佐藤剛(水沢RC)

昼例会

司会：湯下道雄
 日時：2024.11.11(月)12:30
 会場：盛岡グランドホテル
 君が代
 ロータリーソング 奉仕の理想
 ゲスト卓話
 山内隆文氏 岩手県保護司会連合会会長
 久慈地区保護司会顧問
 鈴木裕子様 同連合会事務局書記
 松本邦典様 法務省盛岡保護観察所企画調整課長



◇幹事報告 佐藤百合子

ロータリーレート 1ドル153円

ロータリーの友11月号

ガバナー月信11月号 webにて送信

RI第2520地区 第2回行動計画推進会議のご案内

日時：2024年11月25日(月)18:00～19:30 Web会議

(次第) 地区内クラブ行動計画目標入力状況報告

好事例紹介(行動計画の4つの戦略的優先事項)

今後の課題と目標

R財団よりギビングチューズデー(寄付の火曜日)案内

国際ロータリー公式の新しい襟章ご案内(オクトン)

◇委員会報告 雑誌委員会 工藤光機

ロータリーの友11月号解説

◇スマイル報告 湯下道雄

工藤光機君

山内様 本日の卓話ありがとうございます。

佐藤百合子君

10/30当店イベント参加頂きありがとうございます。

本日は山内様 宜しくお願ひ致します。

湯下道雄君

山内様ご来訪、卓話ありがとうございます。

柴田茂君

山内様 卓話ありがとうございます。

木村昭仁君

山内様 卓話ありがとうございます。

瀧川誠君

例会 久しぶりに出席できました！宜しくお願ひします。

千葉伸行君

山内様 本日は宜しくお願ひします。

瀧澤慶太郎君

例会欠席のお詫び。

◇出席報告 湯下道雄

会員数24名 出席数13名 欠席数11名 出席率54%

メイクアップ

10/26 花巻RC70周年出席 原田 佐藤

11/9 築館RC創立60周年出席 柴田GN

本日の寄付金

能登半島豪雨災害義援金箱 1,000円

R財団 柴田

米山記念奨学会 柴田

ゲスト卓話 山内隆文 岩手県保護司会連合会会長

『犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を目指して』



理事会11:30

議事録

1. 今後のプログラムについて 予定通り開催

2. 2025-26年度(加藤G)地区R財団委員会の小委員会「資金推進・恒久基金小委員会」委員長をノミニークラブ盛岡東RC内で人選との事により

千葉伸行P会長を推薦。

主な奉仕活動は、R財団への寄付の促進と恒久基金寄付者を募る。年次・ポリオ・恒久への寄付に関してガバナー、ガバナーEと協力して2025年8月30日仙台育英学園宮城野校舎で開催の「地区財団セミナー」で10分から15分程度PowerPointで発表する。

3. その他 2025-26年度(加藤G)公式訪問9/29(月)

保護司とは

保護司は、法務大臣が委嘱する更生保護のボランティアで、犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことのないようその立ち直りを助けるとともに、犯罪予防のための世論の啓発に取り組むなど、安全・安心な地域社会づくりのために活動しています。

保護司のことを定める法律に「保護司法」があり、全国の保護司の定数は52,500人と定められています。

保護司になるには

条件:①社会的信望

②熱意と活動のための時間的余裕

③生活の安定

④原則66歳以下の年齢(最初の委嘱時)

などが条件になっています。

農林漁業や商業に従事している方、会社や団体の役員、社員、公務員、宗教家、主婦の方など、様々な人が保護司として活動しています。

任期:ご本人の希望に応じて78歳になる前日まで再任が可能です。(ただし、78歳に達した日以降は、保護司活動に制限があります。)



保護司になったら

保護司は、居住地を管轄する保護観察所(全国50か所にあります)に配属され、地域の保護司組織(保護司会)に所属します。

なお、保護司の組織は、保護観察所、地方更生保護委員会(全国8か所)及び全国を単位としても組織されています。

保護司の具体的な仕事は

①保護観察になった人への助言や指導

②刑務所や少年院など(矯正施設)に入っている人の出所後の生活環境の調整

③地域での犯罪予防のための啓発・宣伝活動

④その他犯罪の予防のための自治体など関係機関・団体との連携・協力など

このうち①と②は保護観察所の依頼を受けて行い、③と④は地域の保護司会の一員として他の保護司と共同で行います。

保護観察の流れ



保護司に対する研修や指導は

保護司としての経験年数などに応じて、保護観察所が各種の研修を行います。また、保護司会でも自主的に研修を行っています。

保護観察や矯正施設入所者の生活環境の調整などは、専門官である保護観察官のアドバイスを受けながら、保護観察官と協働して行います。多様な経験を持つ先輩保護司の助言や意見を聞くことも大変有意義です。

なお、「更生保護サポートセンター」が全国の保護司会に整備され、ここを拠点に保護司同士の研修や相談・助言など、様々な活動が行われています。

保護司の身分などは

身分は、非常勤の国家公務員とされています。ボランティアということで給与は支給されませんが、活動に要した経費については、一定の基準により、実費弁償金が国から支給されます。

保護司としての活動中に怪我等としたときは、国家公務員として公務災害の補償が受けられます。

功績のある保護司に対する各種表彰制度(叙勲、藍綬褒章、大臣表彰など)があります。

